

中部地方整備局告示第七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十一年一月十三日

中部地方整備局長 佐藤 直良

第1 起業者の名称 三重県

第2 事業の種類 三重県伊勢庁舎建設事業

第3 起業地

- 1 収用の部分 三重県伊勢市勢田町字岩崎地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県伊勢市勢田町字岩崎地内における11,627.5㎡を起業地とする「三重県伊勢庁舎建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

三重県伊勢庁舎は、地方自治法第156条第1項に基づく三重県行政機関設置条例の規定により設置される県民センター、県税事務所、保健福祉事務所、保健所、福祉事務所、児童相談所、農林水産商工環境事務所、建設事務所を配置する地域庁舎である。

本件事業は、三重県がその事務の用に供する施設である地域庁舎を移転新築する事業であることから、法第3条31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、地方自治法第156条第1項に基づく三重県行政機関設置条例の規定により行政機関を配置する地域庁舎を移転新築する事業であることから、起業者である三重県は、本件事業を施行する意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### 得られる公共の利益

三重県では、県民に対する行政サービスのより一層の充実と行政需要の多様化に対応するため昭和39年から平成4年にかけて、各所に分散している地域機関を統合し、県内11地域にある庁舎の整備を図ってきたが、平成7年1月の阪神・淡路大震災発生後、各地域庁舎が災害応急活動拠点の役割を担うことから耐震診断を実施し、新耐震設計基準（昭和56年6月1日改正建築基準法）を満たさず、耐震性能を示すIs値（構造耐震指数）が0.6未満である庁舎について順次整備を進めた結果、平成20年4月時点で、対象となる5庁舎のうち3庁舎の工事が完成している。

しかしながら、三重県伊勢庁舎は、昭和44年10月に三重県の南勢地域の17市町村（伊勢市、鳥羽市、度会郡、志摩郡）を管轄する出先機関を集約した地域庁舎として建設されてから38年が経過しており、地域庁舎の中で最も古い地域庁舎であり老朽化が著しく、耐震性能を示すIs値（構造耐震指数）も0.28と基準値の0.6に対して半分程度であり、新耐震設計基準を満たさず、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い状態にあると判断されている。

本件事業の完成により、耐震性能を備えかつバリアフリーにも対応した庁舎が建設され、業務の円滑な遂行に寄与するとともに、災害発生時にも「三重県災害対策本部に関する条例」第5条に規定される地域災害対策部が置かれ、南勢地域の拠点施設としても十分な機能を発揮することが可能となることが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### 事業計画の合理性

本件事業により建設される庁舎面積は、算定基準に基づき、各室の使用実態に応じた必要面積を勘案して決定しており、本件事業の事業計画は、

算定基準に適合していると認められる。また、現庁舎の耐震補強による対応や現庁舎敷地での建て替えについても検討し、費用対効果から不相当と判断されたうえ、市役所等関係機関の位置、交通の利便性、起業地の規模及び事業費を考慮して選定した3つの候補地について、社会的、経済的観点から総合的に検討した結果、本件起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### 事業を早期に施行する必要性

現庁舎は、3 で述べたように老朽化が著しく、耐震診断の結果、耐震性能も基準値の半分程度であること、また、「大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)」に基づき、平成14年4月に県内の一部地域が東海地震防災対策強化地域に指定され、翌年の平成15年12月には、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律92号)」に基づき、県内全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されるなど、今後高い確率で発生が想定される東海・東南海・南海地震に備え、災害時の応急活動拠点として早急な本件事業の完成を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 三重県伊勢市役所